

愛川町教育委員会

平成21年4月13日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 21 年 4 月 13 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 40 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告事項
(2) 平成 21 年度教育委員会事務局職員人事異動について
(3) 平成 21 年度教職員配置状況等について
日程第 3 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について (議案第 1 号)
日程第 4 その他
(1) 教育委員会表彰の役割分担について
(2) その他
- 4 出席委員 教育委員長 三好容子
委員長職務代理者 足立原 威
教育委員 八木一郎
教育委員 岡本弘之
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 伊従正博
教育総務課長 河内健二
生涯学習課長 長嶋忠雄
スポーツ・文化振興課長 大八木 尚一
教育開発センター指導主事 佐野昌美
教育総務課副主幹 佐藤 貴

◎開会

- （三好委員長） ただいまから定例教育委員会を開催いたしますが、法律の定めにより、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができないとされております。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、4月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （三好委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （三好委員長） 次に日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第2、教育長報告事項についての

（1）教育長報告事項

（2）平成21年度教育委員会事務局職員人事異動について

（3）平成21年度教職員配置状況等について

以上、3項目について一括で説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- （三好委員長） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

日程第2、教育長報告事項について、お聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

1つ質問してよろしいでしょうか。

○（熊坂教育長） はい。

○（三好委員長） 三好です。

先ほど、職員の名簿をいただいたんですけども、中学校給食の担当の栄養士さんが新採用で武田先生という方が着任されたということですけども、武田先生は3校を受け持っているかということですか。

教育長。

○（熊坂教育長） 席は教育委員会におりまして、3校の中学校給食を束ねていくということで、大きな仕事は3校の献立をつくることがございます。その他、申し込みの取りまとめ、あるいは学校との調整、業者との調整、こういうものに当たっていくこととございますが、武田栄養士でございますが、前職が千葉県県の職として千葉の多古町というところへ派遣をされておりました。栄養士で多古町の小・中それから幼稚園、すべての給食を1人で一手に献立をつくったり食材の発注をしたり、そういうことを数年現職としてやっておりましたので、そういう意味では、こちらへ来てなれてくれれば、それなりに実力を発揮していただけるものというふうに思っております。

○（三好委員長） ありがとうございます。

新採用とあるので、お若い方かなと思ったんですが。

○（熊坂教育長） ええ、まだ20代ではございますけれども、何年かもう経験済みでございます。

○（三好委員長） 先月の教育委員会のときに、申込書の取りまとめであるとか、3校をどういうふうに調整していくのか、そういうところで大分意見を出していただいたんですけども、そういう内容をきちんとやってくださるような方という印象を、今の説明で持りましたので、頑張っていたきたいと思えます。

ほかにありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、教育長報告事項についての

（1）教育長報告事項

（2）平成21年度教育委員会事務局職員人事異動について

（3）平成21年度教職員配置状況等について

以上3項目については、教育長報告のとおり、ご承認願います。

◎日程第3

○（三好委員長） 次に、日程第3、議案第1号 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第1号でございますが、先ほど報告事項のところでお話いたしましたように、4月3日午後、表彰審査会を開催いたしまして、そこでご審議をいただきました。そして答申をいただきましたので、内容につきましては、担当課長のほうからご説明を申し上げますので、ご審議をいただき、取りまとめをお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願します。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それでは、私のほうから愛川町教育委員会表彰の被表彰者の決定についての表彰選考委員会から選考の結果の報告をいただいておりますので、その説明をさせていただきます。

それでは、初めにお手元に配らせていただいております報告書でございます。まず開催日時については、平成21年4月3日の金曜日の午後2時から開催をいたしまして、そして次に候補者として推薦が上がった数でございますが、特に区長初め学校長、それから地区の育成会、文化協会、体育協会などの教育関係団体から個人20名、それから団体については2団体ということで、22個人・団体が推薦がございました。この推薦がありました候補者につきましては、あらかじめお手元でございますようなことで、選考委員会の委員長から報告資料ということで一覧表がお手元でございます。それに基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

その前に、この表彰規程あるいは要綱について若干説明をさせていただきます、それか

らこの候補者個々に順を追って説明をさせていただきたいと思います。

大変恐縮でございますが、表彰規程をちょっとお出しさせていただきたいと思います。規程と一緒に表彰実施要領がついているかと思いますが。初めに規程でございます。趣旨については、ご存じかと思いますが、第1条におきまして、町の教育委員会の管内の団体及び個人の業績を表彰することに関し、必要事項を定めるということでございます。それで表彰の範囲が第2条になりまして、その具体的な項目として、(1)では「学校教育、社会教育及び文化の振興、研究又は改善に努め、特にその功労が顕著な者」ということでございます。そして2番目としましては、「職務に専念し、その勤務成績優秀な者」ということですね。それで3つ目でございますけれども、「職務上模範と認められる行為のあった者」と、それで最後に4でございますけれども、「その他表彰に値すると認められる者」ということで、こういうようなことで表彰の範囲を定めてございます。

それで、表彰の方法につきましては、第3条に表記がしてございますけれども、「表彰は、表彰状を贈呈して行う。」ということでございます。そして2項では、「前項の場合において、金品を添えて行うことができる。」という規定が設けられております。3項では、「表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、表彰状又は金品は、これを遺族に贈呈する。」という条文も3項に記載してございます。

続きまして、表彰の選考でございますけれども、ここで第4条で「表彰の選考は、委員会の会議に諮り決定する。」ということでございまして、これは教育委員会の会議に諮り決定するということでご理解していただきたいと思います。

それから表彰の時期については、第5条ですけれども、「表彰は、毎年4月29日に行う。」ということで、当初初年度に限っては10月10日であったわけでございますけれども、それ以降、4月29日を表彰日と定めて、表彰式を挙げていたしておるところでございます。

続きまして、具体的にその実施の要領ということで、こちらにも説明をさせていただきたいと思います。

すみませんが、第2条から、必要と思われる部分をかいつまんで説明とさせていただきたいと思います。表彰の対象ということで、第2条で定めがございまして、これは規程、先ほど第2条各号ということで、1号から4号でありましたけれども、「いずれかに該当するもので、本要領の基準によるものとする。」ということです。それで、ただし書きでは、「金品の寄贈者を除く同一事項について、かつて国、神奈川県、神奈川県教育委員会又は愛川町及び愛川町教育委員会の表彰を受けた者及び受けようとする者は除く。」ということで、そ

それぞれの上位の機関あるいは団体等であったときには、そういうことは重複しないようにするということの表彰の範囲、対象でございます。

続きまして、第3条では、その候補者の具体的な範囲ということでございまして、第3条の(1)号、「町立小中学校その他教育施設機関の職員」、(2)では「教育若しくは文化関係団体及びその構成員」、(3)では「その他愛川町の教育、文化及び学術振興に寄与した個人及び団体」ということでございます。

続きまして、第4条の推薦の基準ということでございまして、ここの(1)でございますけれども、「規程第2条第1号中」ということでございまして、規程の第2条の(1)にありました「学校教育の振興、研究又は改善に努め」とは、次に列記されるものである」ということで、具体的にここに示しているものです。アでは、「個人的研究により、学術上又は教育上大きな業績をあげた者」、イでは、「厚木地区私立幼稚園協会役員として10年以上勤め業績をあげた者」ということで、これは「(町内関係者に限る。)」という規制がございまして。それから(2)でございます。規程第2条第1号中の「社会教育及び文化の振興に努め」という条文がありまして、これの具体的にどのような方あるいは団体が対象になるかということの列記でございます。アとしましては、社会教育関係ということで、特に幼児教育、青少年教育、成人教育、視聴覚教育などということで、これは「多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者」。続いてイでは、社会教育団体ということであります。これは婦人団体、スポーツ団体、それから青年団体になっておりますけれども青少年団体、子供会、母親クラブ関係ほかということで、それで「民主的に運営され、会員の資質向上をはかるとともに、多年にわたり社会教育の振興に著しく寄与した団体」ということです。あと「多年」とか、その点については、またオのほうで説明させていただきます。それからウでございますけれども、文化関係ということでは、芸術、芸能、娯楽それから文化財の保護などということで、「多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者」。エでは、文化関係団体ということで、例としては芸術団体、芸能団体、娯楽団体、文化財保護団体などということで、「民主的に運営され、会員の資質向上をはかるとともに、多年にわたり文化の振興に著しく寄与した団体」ということですね。そしてオでは、前記事項中「多年」という表現があるわけでございますけれども、その「多年」等の解説でございます。また取り扱いということでございますが、「その業績が一地域に止まるものではなく、県内又は町内一般に広くおよぶようなもの」については、8年以上ということですね。この「多年」の主な解釈ですね。それから地区活動については10年以上ということですね、この「多年」の扱いについては、8年と10年と

ということで、これが町内一般に広く及ぶものと地区ということでの区別をさせていただきます。それで、カでは、その他ということで、「オ」に定める年数にかかわらず」ということで、「社会教育及び文化振興上大きな業績をあげた者」ということで、したがって、年を重ねた多年ということに限らずして、その功績顕著が認められるようなものについては、このカで扱い該当をしていくということになります。

続きまして、(3)でございます。規程第2条第2号の該当者ということでございまして、これは「平素の勤務成績及び他の職員との協力関係も優秀で、次に列記されるものであること。」ということでございます。アでは、「町立小中学校に勤務する職員」ということで、これは教職員などが該当します。それから「すぐれた識見と技能が極めて卓越し、積極的な活動をもって他の職員の指導啓発に寄与した者」ということでございます。イでは、「教育施設関係職員で、適切な企画と効果的な実践により著しく事務能率の向上に寄与した者」ということでございます。

続いて(4)でございますが、規程第2条第3号関係の該当する者を、ここで列記してございます。そしてそのアでは、「学校管理下における非常災害の際に、児童生徒等の事故を身をしていして未然防止した者」、それからイでは、「周到適切な措置により」まして、「教育施設、備品等の保全に貢献した者」ということです。

それから(5)でございますけれども、「町立小中学校の学校医は、学校歯科医及び学校薬剤師として10年以上務めた者については、規程第2条第4号の該当者として扱うものとする。」ということでございまして、4号については、その他になってございますけれども、学校医等については、ここの4号の適用ということになります。

(6)でございます。「教育文化の振興を目的とする教育委員会及び町立小中学校等への善意の寄附」、これは個人にあつては30万円以上から100万円未満ですね。それで「法人又は団体にあつては100万円以上200万円未満の金品をした者については、規程第2条第4号の該当者として扱うものとする。」

それから(7)でございますけれども、やはり「私立幼稚園協会役員として10年以上勤めた者については、規程第2条第4号の該当者として扱うものとする。」ということの規程でございます。

そして、あと候補者の推薦でございますが、3ページをごらんください。第5条、被表彰者の推薦は、毎年3月10日までに別紙様式1によって教育委員会のほうに、委員長あてということで推薦をしていただきます。ただし、初年度に限っては8月31日ということで、今年

度の表彰については、昨年の3月10日までに提出をしていただいたものを、この4月3日の選考委員会にお諮りしたものでございます。

それで、あと第6条関係については、その表彰選考委員会の運営等、あるいはメンバー等ということになってございますので、省略をさせていただきたいと思えます。

最後に第7条でございますけれども、被表彰者の決定ということでございまして、先ほどの表彰規程にもございましたけれども、第7条では、「被表彰者は、選考委員会の報告書に基づき、教育委員会の委員長が教育委員会の会議に諮り決定する。」ということでございまして、この規程に基づいて、きょう報告をいただいたものをご審議いただくということでございます。

それでは早速、お手元の推薦名簿に基づきまして、順を追って説明をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

全員で22個人・団体ということでございます。初めに1番目で、野口喜巳夫さんでございます。こちらの方については、80歳で、住所については、そこに記載のとおりでございます。職業は無職、それから該当条文でありますけれども、今要領で説明しました規程が、ここの第4条第2号のアということで、こういう表記をさせていただいております。功労の概要ということでございまして、こちらの野口さんについては、愛川町ゲートボール協会役員ということで推薦がございました。会長歴については2年11カ月、今現在も行っております。副会長については9年5カ月ということで、全体を通しまして12年になるかと思えます。現在も会長をお務めということでございます。したがって、10年以上の役員としての業績がございますので、選考委員会のほうでは採択ということでの結果でございました。

続きまして、2番の菅谷京子さんでございます。年齢並びに住所それから職業については、そこに記載のとおりでございます。該当条文については、第4条第2号のアということであります。それで菅谷さんについては、町体育指導委員ということで、平成12年から現在までということでございまして、8年と6カ月ということでございます。3月までということでございまして、特にこの体育指導員につきましても、町内全域に及ぶというようなことの適用が今までの例もございますので、8年以上ということで規程に該当するということで、選考委員会のほうでは採択ということでのご報告であります。

続きまして、3番の坂下泰子さんでございます。年齢、住所それから職業等については、そこにお示しのとおりでございまして、こちらの該当条文については、第4条第2号のカということでございまして、年数ではなく業績顕著だということになりまして、功労の概要を

見ていただきますと、第64回国民体育大会冬季スケート競技のショートトラックの成人女子の500メートルで、優勝をされたということでございます。これはことしの2月1日に開催されまして、そこで優勝したということでのご推薦でございまして、選考委員会では採択ということでのご報告です。

続きまして、4番の江畑堅一さんでございます。年齢、住所、職業等については、そこにお示しのとおりでございまして、該当条文については、やはり第4条第2号のアということでございまして、これは原白区の育成会役員ということでございまして、そこにお示ししてございますように、役員としては7年間、平成8年から15年の3月までの7年、それから会長職ということで、平成15年4月から16年3月まで、それからあと顧問ということで、平成16年4月から現在に至っているということでございまして、通算をしまして13年になろうかということで、10年以上ということになりますので、選考委員会では採択ということでございます。

続きまして、5番の中里晋吾さんでございます。年齢、住所、職業については、ここにお示しのとおりでございます。これはまた育成会役員ということですので、同じく第4条第2号のアに該当しまして、こちらの方もやはり原白区の育成会役員ということでございまして、役員の経歴としましては、平成8年から平成13年までの5年、それからまた広報委員長、また企画委員長等を1年ずつ行い、そして監査役を現在行っておりまして、通算をしまして13年になりまして、選考委員会では採択ということでございます。

続きまして、6番の小島茂さんでございます。やはり、年齢、住所、職業については、ここにお示しのとおりでございます。該当条文についても、育成会ということでの役員でございますので、4番、5番と同様の第4条第2号のアでございます。こちらの方は、小沢区の青少年育成会役員ということでございまして、育成会の役員の中では、会計、副会長、会長、顧問ということで、役員を担っていただいたということで、通算して10年ですね。それで10年以上になりますので、選考委員会では採択ということなんです。

続きまして、7番の西野耕一さんでございます。こちらの方についても、年齢、住所、職業については、そこにお示しのとおりでございまして、やはり育成会役員ということで、これは上熊坂の青少年育成会でございますが、こちらの役員歴といたしましては、平成5年4月から体育の部長、それから会計については平成10年4月から2カ年、副会長としましては平成12年から5年間ということでございまして、今現在では子ども部の部長ということで、育成会役員でございますが、現在お務めということでございます。したがって、こちら

の年数についても15年ほどになるということで、採択ということでございます。

続きまして、8番の山田稔さんでございます。同じく、年齢、住所、職業については、そこに記載のとおりでございまして、やはり上熊坂の青少年育成会役員ということでございまして、この山田さんについては、会計を平成5年から平成8年の3年間、それから体育の部長ということで、平成8年から平成16年までの8年間、それから子ども部、今部長をお務めということでございまして、通算をしまして16年になりまして、選考委員会では採択ということでの報告でございます。

続きまして、9番の柏木正史さんでございます。こちらの方についての、年齢、住所、職業は、そこに示したとおりでございまして、やはりこちらも桜台区の育成会役員ということでございますので、第4条第2号のアに該当します。役員といたしましては、平成7年から現在までの14年間ということで、この中で会計等を8年間お務めということでございまして、今現在もお務めでありまして14年間になりますので、10年以上に該当ということで、選考委員会では採択ということでの報告をいただいております。

それから10番目、萩原元子さんでございます。こちらの方についての年齢、住所、職業については、そこにお示しのとおりでございます。愛川町婦人団体連絡協議会役員を長きにわたりお務めということでございます。ごらんのように、副会長について平成10年から15年までの5年間、それから会長についてはそれ以降15年から19年までの4年、それから今現在は副会長ということについておりまして、平成19年から21年3月までということで、通算しまして11年ということで、10年以上ということで、選考委員会では採択ということでご報告をいただいております。

続きまして、11番の足立原正子さんでございます。年齢、住所、職業については、そこにお示しのとおりでございまして、こちらの方については、神奈川ふだん記の編集委員という役員をお務めでございます。ただこのふだん記については、役員規約といったものはございません。これは一応、昨年また一昨年の例も参考にし、ふだん記の当初からお務めの方を毎年、長く務めていただいたということでのご推薦をいただいております。今回については、この足立原正子さんの推薦がございました。この方については、昭和54年4月から現在ということで、30年の長きということになりまして、この選考委員会の中では採択ということでございました。

続きまして、12番小島・夫さんでございます。年齢、住所、職業については、そこにお示しのとおりでございまして、こちらの小島さんについては、愛川マジッククラブの役員とい

うことで、長きをお務めされたということです。この会計については、平成3年から平成5年の2年、それから事務局ということでは、平成6年から16年の10年ということで、通算12年の長きということでございまして、10年以上に該当するということで、選考委員会では採択ということでございます。

続いて、13番の佐藤智威子さんでございます。こちらの方の年齢、住所、職業については、やはりそこに列記してございますようなことございまして、こちらは、みなかみ短歌会の役員ということでございまして、まず運営委員として平成8年から18年までの10年間、それから監査委員ということで、平成18年から現在まで、まだ現在お務めということでございまして、通算で12年ということで、10年以上にということで採択で、選考委員会からの報告を受けています。

続きまして、福澤九一さんでございます。年齢、住所、職業については、そこにお示しのとおりでございまして、この方については、愛川町書道同好会役員ということでございまして、監査の担当が平成10年から平成20年の10年間、それから今現在では庶務ですね。平成20年4月からになりますけれども、現在お務めということで、11年になりまして、年数が10年を超えるということで、選考委員会では採択ということございました。

続いて、一番下段になりますけれども15番の小島秀也さんでございます。こちらの方についての年齢、住所、職業は、そこに示しているとおりでございまして、小島さんについては、愛川町写真クラブ役員ということでございまして、今現在は役員を退任されておりますが、副会長が昭和38年から昭和61年まで23年間、会長については昭和61年から平成8年までの10年間ということで、33年になるということで、退任されてから大分年があいたことになりませんが、通算年数が33年になっているということで、10年を超えているということで、選考委員会では採択ということでの報告でございます。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。16番の高橋篤則さんでございます。こちらの方については、年齢、住所、職業は、そこに示したとおりでございまして、愛川町の写真クラブ役員ということで、副会長を平成8年から平成10年までの2年間、会長でございますけれども、平成12年から平成20年の8年間で、通算10年間ということでございまして、10年以上に該当するということで、選考委員会では採択ということでございます。

続いて、17番の宮川博夫さんでございます。こちらの方は、年齢、住所、職業は、そこに示したとおりでございます。それで、こちらの宮川さんについては、愛川町囲碁連盟の役員ということで、理事では昭和62年から現在まで22年間ということでございまして、連盟の役

員ということで、10年以上に該当するということで、選考委員会では採択ということでの報告でございます。

それから、18番井上重好さんでございます。こちらの方については、年齢、住所、職業は、やはり同じようにそこに示してございますようなことで、ごらんください。そして、井上さんは愛川町歌謡協会役員ということでございまして、監事の職を平成10年から18年までの8年間、それから副会長の職を18年から現在までということでございまして、8年と3年ということで11年ということで、10年以上に該当ということで、選考委員会でも採択ということでございます。

それから続いて、荒井喜久枝さんでございます。こちらの方の年齢、住所、職業は、そこにやはり示したとおりでございまして、こちらの方は、愛川の華道協会役員ということでございまして、監事の職が昭和60年から昭和62年の2年間、書記ということでは昭和62年から平成元年までの2年間、それから会計の職については平成6年から14年までの8年間、それから副会長の職については18年4月から現在までということでございまして、通算しますと14年ということでございまして、10年以上に該当ということで、選考委員会では採択ということでの報告でございます。

続きまして、20番でございます。こちらの方は学校教育関係になりますが、和田源司さんでございます。こちらは医師の方でございまして、学校医ということで、今お願いをしております。それで功労の概要を見ていただきますと、小学校の校医ということで、田代小学校でございます。平成11年から現在までということでございまして、10年に達しているということで、平成21年の推薦該当ということで、学校長のほうから推薦をいただき、選考委員会の結果についても採択ということでございます。こちらは要領でいきますと第4条の第5号に該当ということでございます。

続いて、21番、22番については、団体でございまして、まず21番の田代青少年育成会でございます。こちらについては、第4条第2号のイに該当がするということで、功労の概要をごらんいただきたいと思っております。田代青少年育成会については、平成11年から10年にわたって、農作業等を育成会として子供たちのために体験をさせようということでの田植え、稲刈り、それからもちつきの一連の学習体験等を行ってきたということで、また会長等が変わる中での継続的に行ってきたということでございまして、推薦が区長からございまして、10年に達したということと、それからそういった活動そのものは青少年育成といえど、学習的な体験ということも一応取り入れられてということでもございますので、こちらについても選

考委員会での結果としましては、採択ということでの報告でございます。

続きまして、22番おはなしどんぐりということでございます。こちらについては、該当条文については、やはり第4条の第2号のイが該当するというところでございます、こちらは半原小学校におきまして、読み聞かせ活動をボランティア活動として行っているということでございます。こちらについては、ここに年数が書いてございませぬけれども……

11年からですね。平成11年から現在に至るということで、ちょうど10年になるということでの推薦がございまして、こちらについても10年を超えるということで、団体でございますけれども、この功績に対してたたえていこうということで選考委員会での審議をいただき、採択ということでの報告でございます。

以上、年数あるいはまた功績等をこの選考委員会におきまして審議をいただきまして、そして今回推薦のあったすべての20人の個人、それから2つの団体ということでの22個人・団体を採択ということでの報告でございます。

以上が説明でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○（八木委員） いいですか。

○（三好委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） 2つばかり、ちょっとお願いしたいんですが。

まず内容ではなくて、表彰実施要領の中のことなんですが、4条の推薦基準とありまして、4条の1号イ、厚木地区私立幼稚園協会役員として10年以上云々という文言がありますよね、推薦基準に。それで4条の7項で、やっぱり私立幼稚園協会役員、厚木が入ってないんですが、要するに私立幼稚園協会の役員として10年以上勤めた云々あるんですが、これはこうやって重きを置くというのは、私は意味が全然わからないんですが、そのことをちょっと聞きたいのと、あと推薦者の名簿で、田代の青少年育成会のような形で青少年育成会が表彰される場合は、どういう形で推薦、推薦団体はどなたでしょうか。例えば育成会の個人でありましたら、いろんな団体で推薦されるというのはわかるんだけど、その2つのことをちょっとお聞きしたいんですが。

○（三好委員長） 教育総務課長、お願いします。

○（河内教育総務課長） まず第1点目の表彰実施要領の点でございますが、第4条の（1）

の厚木地区私立幼稚園協会役員、それから（７）の私立幼稚園協会役員ということでの違いということでございます。この点については、私立幼稚園に、これは同じ団体を指しているわけでございますので、今ご指摘のとおりでございますので、規程第２条の第４号というのは、この表彰規程のほうは、その他のところに該当するわけでございますけれども、ここであえてまた言う必要はないのかなということでございますので、検討させていただき、要領等の改正をする必要があるかということも、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

続いて、２点目の質問の田代の青少年育成会の推薦についてであります。これは田代区長から推薦があったということでございます。

○（八木委員） わかりました。

はい、よろしいですか。

○（三好委員長） はい。

○（八木委員） もう一回、先ほどの規程のところなんです。あえて何で厚木地区云々は別として、私立幼稚園協会役員を入れなきゃならないんですか。もっと大局的に見れば、４条の２項のＡに、社会教育関係で幼児教育その他も幅広くここでうたわれているわけだから、それでもなおかつこれが入っているということは、これをつくった当時、何か特別な意味があったのかなって、それを知りたいです。

○（三好委員長） いかがでしょうか。

教育長。

○（熊坂教育長） ちょっと過去の経過を、古い資料を使いまして、これから調べてみたいと思っております。恐らく幼稚園が、愛川町の場合には、ほとんどが保育園が先にありまして、幼稚園というものが後からできてきた経過の中で出てきたものかと思われそうですが、次回までに調べまして、ご返答をいたしたいと。

○（八木委員） 幼児教育をうたってあれば、どういう組織であろうが、当然対応できるわけですからね、と思います。

○（足立原委員長職務代理者） ちょっと、今それ、いいですか。

○（三好委員長） はい、足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 多分、私立幼稚園協会、これに入っていない幼稚園が、厚木以外のほうにあるんですよ。そういうのも若干あったのかと、そういうことも考慮したのかなと、今もあるんですね。厚木の私立幼稚園協会に入っていない、愛川町は入っていない園はないんですが、厚木はあるんです。そういうのを何かね。そんな感じもちょっとしました。

- （熊坂教育長） いずれにしても、過去の経過をちょっと調べてみたいと思います。
- （八木委員） はい、すいません。よろしく。
- （岡本委員） いいですか。
- （三好委員長） はい、岡本委員。
- （岡本委員） 2点ほど。

1つは、今回候補に挙がっている人の内容じゃないんですけども、この規約、規程、先ほどいねいに説明があったんですね、実施要領と規程が。これを見ると、割合的にいうと、5割以上が学校関係なんですよ。学校教育関係中心になっていますね。それでも表彰は、教員と学校現場は1人なんです。しかも校医さんですよ。ある意味では。確かに公立学校の教員は給料をもらって仕事をしているから、当たり前だという意見もありますけれども、この前、だから教員の10年というのは外すべきだと、たしかございましたよね。それはそれでいいんですけども、じゃ、ほかに学校現場の先生方を吸い上げるような機関があれば、上がっていきますけれども、表彰委員の規程を見てますと、小学校と中学校の校長会の会長さんが入っておられますけれども、委員としてですから、具体的に当該の部下を推薦することはできませんよね、委員としてですから。そうすると、何らかの形で吸い上げるのを設けておかないと、せっかくこの規程が半分以上は学校教育とうたっているながら、多分だれも出てこないですね、今後。そうするとおかしなものになっちゃうんじゃないかっていう感じがするんですよ。だから、年数にかかわらず、ちゃんとそういう吸い上げるものを何らかやって、学校現場から、これはこれだけ優秀な先生が頑張ってくれたということをもっともっと上げていい。幼児教育については頑張ってくれたと表彰するんですから、小、中も当然同じ流れであってしかるべきじゃないかなという思いはするんです。ただ機械的に何年たったからだれもが表彰ということではなくて。だからその辺のところを吸い上げるのを何かやらないと、何かこの規程が実態と合わないようなものになりつつあるのかなという感じがしてならないんですよ。それでむしろ学校現場が、そういう若い優秀な先生とか頑張って、こういうところに上がってきてほしいという願いがあるかと思うんですね。だからその辺のところを今回、この説明をよくしてくださったんで、規程を聞けば聞くほど、だんだん実態と離れたような何かおかしなものになっていくんじゃないかなという気がしてならないんですね。今表彰されている方が、全部該当するというじゃないですよ、もちろんすばらしいと思うんですよ。ただ学校関係がゼロになっちゃう。今回しかも実質的には校医さんだけと、何とほぼゼロですよ、ある意味では。だから、そういうのでいいのかなという思いはしてな

らないんですけれども。ちょっと参考までに。

- （三好委員長） ありがとうございます。
- （八木委員） はい、よろしいですか。
- （三好委員長） はい、八木委員。
- （八木委員） 関連で、ちょっと先に。

私も前回のときに同じような、岡本委員さんと、質問をしたと思うんですが、確かに学校現場の先生方の年功、勤続の表彰はやめてほしい。ただ今おっしゃるように、何か学校の教育現場で、これはっていう、これは教育的に最高の活動をされた先生を、やっぱり推薦母体は別に委員会が推薦じゃないですから、校長先生が勇気を持って、この学校の校長先生がこの中で、この先生を上げよう、表彰しようと、それは私素人ですからわかりませんが、今なかなか特定の人をとすることは、前教育長がおっしゃいましたけれども、その方法がうまく具現化するような方式を考えまじょうと、この前お話だったですよ。ですから、それをぜひ進めていただければ、今やっぱり岡本委員さんのご質問にあるような、もっと学校現場で頑張っている先生方のこういう場面がよかったからということで上げてくるのが、本当の学校についての表彰であろうと思いますね。だから推薦母体で、意外と私もさっきちょっと聞いたんですが、やっぱり区長さんが気をきかせれば、そういうこともできるんだと、私の区長の時は、区長気がきかなかつたら、どこの育成会でも、いいこといっぱいやっていますよね。やっぱり区長がばかじゃだめだなど、つくづくさっき思ったんですが、やっぱり推薦母体があって初めて推薦されるって、自分で手を挙げることはできないわけですからね。その辺の隘路をうまくとかし分けてしていただければ、私も岡本委員さんのことに全く賛成なんです。

以上です。

- （三好委員長） ありがとうございます。
- （熊坂教育長） はい。
- （三好委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） ありがとうございます。例えば教員の場合に、中学などでしたら、部活でそのチームが優勝した顧問なんてことは、表彰の対象にもすることができますので、小学校、中学校へ、そんな意味合いを込めて、校長先生にもお話をしたいというふうに思います。それから育成会の関係でございますが、この間のときも論議があったんですが、一つの中身の活動として、普通一般的なものとしては、なかなか難しいでしょうけれども、現在田んぼ

を一からつくってやっているというところは、田代しか現実にはないんですね。ですから、そういうことを踏まえて、大変な活動を10年続けたということで、委員の皆さんも、これはいいだろうということをおっしゃっていただきました。そんな意味合いで、なかなか大変な活動は長続きがしないんですね。

個人的なことをお話しして申しわけないんですけども、私もかつて地区の育成会の役員をやっています、私の地区でも米づくりをやったんですね。ただ3年やって、やっぱり続かなくなりました。そういうことで、10年続けるということは本当に大変なことだろうと思いますので、区長さん方にも、地域のいろんな活動を拾ってもらえるような形で、お話をしていきたいというふうに、これから思っております。

ありがとうございました。

- （足立原委員長職務代理者） ちょっといいですかね。
- （三好委員長） はい、足立原委員。
- （足立原委員長職務代理者） 今、八木委員のお話のように、学校関係も表彰なんですけれども、個人の非常にすぐれた教員が研究したこと、そういうものは、今のところ上がってきていないんですが、学校では文科省とかあるいは県とか、そういうところから委託をされているんですが、研究指定がありますね。そういうものを例えば3年とか5年とか、これを研究して成果を上げたというようなものは、厚木の場合は表彰しているんですよ。愛川町はそれがないのかなと思うんで。
- （熊坂教育長） 今まで例としては出てきてないね。
- （足立原委員長職務代理者） そういうことが、ひとつ励みにも若干は、個人じゃないですけども、なるかなという感じは持ちますね。
- （三好委員長） ありがとうございました。
- （三好委員長） 教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 以前に教育委員会表彰の規程上で学校の先生方を年数の積み重ねだけでなく、学校教育等で功績顕著な教職員、個人的な研究等により学術上、教育上の業績のあった教職員を表彰できるような条文規定を具体的に明文化できないか、そうした活動等を行った者を拾い出しできないかといった意見もございましたが、この2ページ目の実施要領の（3）のところで、3号になりますけれども、ごらんいただきたいと思います。ここで拾えるということでは、そういう解釈をしましたので、あえてその文をここで説明させていただきますが、（3）のところで、アに、「町立小中学校に勤務する職員で、すぐれた識見と技

能が極めて卓越し、積極的な活動をもって他の職員の指導啓発に寄与した者」ということで、ここで拾い出しをさせていただいているということで、私はあえて要領を改正しないでも、この中で拾えるということで解釈させていただきました。そして、この過去の例ということでも申し上げますと、やはり先生方についても、それから推薦の関係につきましても、この委員はあくまでも学校の校長会の会長ということになりますので、各学校長はその教員等を推薦することはできるようになっておりますので、その点はそのようになっているということで、私のほうは学校長のほうに話をさせていただきます。

それで、そういう教員等の例でございますけれども、こちらのほうでは、教員の受賞ということで、私のほうも拾い出しをさせていただきまして、今までの過去の例をちょっと参考に申し上げますので、受賞ということで、昭和55年以降からずっと拾い出ししますと、15名ほどございます。教員の方で、多年ということでもなくしまして、この中では特に、やはり教員の方も地区での例で青少年活動だとか、あるいは体育指導員等をやって、そういった年数を一応見て推薦ということが、まずございます。それは年数がある程度適用されているんだと思います。それからさらには、例えば植生を調査研究されて、該当した例がありまして、具体的に名前を申し上げますと、山口勇一先生です。町内の植生を調査研究されて、「愛川町の植物」を刊行し、学術上の業績を上げられたということで、これは学校長のほうから推薦をいただきまして表彰しているということで、これは平成元年です。あとは行政区などの地区のほうからの例で、愛甲陸上競技会の理事長として尽力をされた方やいろんな会に所属をされまして、その所属の代表の方の推薦などで、先生方を一応褒めたたえている経緯は、今までの15名ほどございます。

そういったところでは、今後さらに学校のほうから、例えばいろんな活動関係でも学校支援に協力をされている方が、そういう貢献者と教員自らの活動の功績を上げていただくことを学校のほうには伝えていきたいなということでございます。

以上であります。

- （八木委員） はい、いいですか。
- （三好委員長） はい、八木委員。
- （八木委員） 今の話わかります。規程上はそうでわかるんですが、問題は推薦母体になり得るべき校長先生が、学校内のことを実際なかなか、私も経験はしてないけれども、恐らく護送船団方式で学校なんていうのはやっていますから、ある特別な先生、あんたは成績よく授業をやってくれたので、これは出すのが大変だと思いますが、校長のサイドから見ると、そ

れをやってほしいんだよね。本当に、それでその人間関係がぐちゃぐちゃになっちゃったら困るんだけど、校長さんはわかっている、それをやらないと思うんだけど、それをやるような雰囲気をつくっていくというのが、やっぱり表彰の根幹にあるものだと私は思うんですよ。ただ学校の中じゃ、学校の中で陸上云々、そんなのは問題じゃない、そんなのはどこからでも出ていただいて結構なわけだから、学校教育の神髄で一番発揮をされたと、そういうふうなものを推薦するような雰囲気を、まずつくってもらわなきゃ、10年、20年かかるとは思いますけれども、それが教育委員会の表彰の学校教育の現場では、一番の我々が出てきてほしいと思うものだと、私は思いますけどね。

○（三好委員長） ありがとうございます。

岡本委員。

○（岡本委員） 私、これ変えたほうがいいと思うんですよ、こういう状態でしたら。というのは、3の規程の中のアに、一番先頭にあるんですよね。常に学校関係の。それでアについても、現場で自分の職員、同じ仲間、そういったものが先頭に立って頑張ったということで表彰規程になっているんですよね、この文面を見ると。だから、この教育委員の表彰というものが、ねらいがどこにあるのか、1つはわかるんですよ、地域の活動等というふう理解したというのが、本当に社会教育の大事な分野ですから、それに携わったということがいい。ただ社会教育だけで成り立っているわけじゃないですから、両輪でいっているんですから、そのしかもこの規程の5割、6割が学校関係に重点を置かれた規程になっているにもかかわらず、何かだんだん違った方向に行っているのかなという思いがちょっとしましたので、いろいろ大変なことだと思いますけれども、八木委員も言うておられるように、ぜひ検討していただいて、何かいい方法ができればと思うんですよ。年数で切ったといいますけど、10年、12年いられるということは、職場の中でやっぱり先頭になって、幾ら仕事とはいえ、頑張られたことだと思うんですよ、恐らく。これはどの職場もそうでしょう。町役場にしても何にしても、長くお勤めになったということは、それは仕事ですけどね。だから基本的に仕事だから当たり前だろうといったら、こういう表彰って成り立たなくなる、ある意味で、私は。ですから、その辺のところ、ちょっと何かいい方法があればなという思いがしますので、ちょっと言わせていただきました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

○（八木委員） はい、委員長、1つお願いします。

○（三好委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） あえて言えば、この前のタウンニュースを、課長、ちょっと見てください。厚木市の表彰は、内容はまるで違います、出てきてるものがね。厚木市の表彰規程というのがどういうふうになっているのか、これ近隣市町村、まねばかりするのはよくない、同じじゃなくていいわけなんです、1回ちょっとそれ調べられると思いますから、団体とか、いろんなユニークな、私読んでいて、タウンニュースずっと前なんです、厚木市の教育委員会表彰、うちのと全然出てくるものが違うから。それは規程があるから当然だけど、それは1つ課題としてお願いしておきたいと思います。

○（三好委員長） はい、ありがとうございました。

大分、意見が出ましたけれども、タウンニュース、ここに持っていますが、やはりこの規程とか要領とか、そういうところの内容が違って、こういう表彰になるんだろうなと思うんですがね。矛盾が少し表面化してきていますので、愛川町教育委員会表彰も理にかなった表彰になるように研究を重ねていくということで、ぜひ努力をしていただきたいということよろしいでしょうか。余談になりますけれども、先月こちらの「朝日のびのび教育賞」という、この雑誌を八木委員さんからいただきまして、半原小学校のレッドデビルスの内容の表彰が出てきているんですが、愛川町としては半原小のレッドデビルスを表彰したということはないですよ、今までにね。

やはり、ここまで頑張っているところを、よくやったねって町が認めてあげるのがいいかなという、そういう単純なところで思うんですよ。

それから、さらに余計な話で申しわけないんですけど、やはりタウンニュースからですが、人物風土記の中に佐藤マナカさんかアイカさんかわからないけれども、新国立劇場バレエ研究所予科生に選ばれたということで、全国から6名だけ選ばれたということなんですね。この方はこれから勉強するわけですけど、こういう人材がいる、これから頑張って結果を出していこうという、こういう方々もいらっしゃる。で、坂下さんという方が表彰の中に入っていましたけれども、やはり頑張っている人を本当に頑張ったねって褒めてあげる、そういう内容に変わっていくといいかなって思いますね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 本町では、教育委員会として随時表彰というのはやっていないんですね。そうですか。随時表彰、時期がたっちゃうと、今言った坂下さんのこれは載っていますけれども、ではどこかの大会で表彰、入賞したと、県リレーとか取り入れる、その

余り期間の置かないところで表彰してあげると。それで最後のこの委員会表彰式のときには、書面で載せてあげればよいと思うんですよ。そのほうが何か理にかなっているかなという感じが、私はいたします。今の三好委員長のおっしゃったことになると思いますね。

○（岡本委員） いいですかね。

○（三好委員長） はい、岡本委員。

○（岡本委員） やっぱりこれの「多年」という言葉がありますから、どうしてもこれ全体がある程度年数にこだわっちゃって、ただ長くやったからという、それは長いこと大変大切なことですからあれですけども、今言ったようにそういう何か単発であっても対象になるものがあるんじゃないかなという気がするんですよ。若い人たちが励みというか、そういう賞にすると。ご苦労さんの表彰だけじゃなくて、今後の励みという意味の表彰もあっていいんじゃないかなという思いもするんですよ。

○（三好委員長） ありがとうございます。

いろいろなご意見が出ましたけれども、検討を加えていただいて、よりよいものにしていただくということで、ぜひお願いをいたします。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○（三好委員長） 次に、日程第4、その他の（1）教育委員会表彰の役割分担についての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

- （河内教育総務課長） それでは、お手元の資料4をお出しいただきたいと思います。

ここで案ということで、4月29日、教育委員会表彰の式次第ということで、提示をさせていただきます。

まず、こちらのほうについては、午前9時30分を開式の予定でございます。それで教育委員さんの役割ということで、案ということで、このように示させていただきます。

まず、「開式のことば」については、足立原威職務代理の方に、「開式のことば」をお願いをします。それから2番目として、「町民憲章」については、岡本委員さんをお願いをしたいと思います。それから3番目の「教育委員長のあいさつ」については、三好委員長さんということでございます。それから「表彰」については、贈呈ということで、三好委員長さんから、それぞれに教育委員会表彰ということでありますので、お願いをしたいと思います。それから「来賓祝辞」については、愛川町長、それから町の議会議長、それから県議にもご招待を出す予定でございますので、3名からいただきたいということで考えております。それから6番の「閉式のことば」につきましては、先ほど開会前でございますけれども、八木教育委員さんをご都合が悪いということでありますので、熊坂教育長ということで、そんな予定を案ということで上程させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

- （八木委員） 申しわけありません、どうも。

- （三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

役割分担につきましては、平成18年度からの流れがずっと添付されております。そういうところも参考にさせていただきまして、よろしいでしょうか。

いかがでしょうか。

質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。よって、（1）教育委員会表彰の役割分担については、ご了承をお願いいたします。

次に、（2）その他について、各委員からご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

- （三好委員長） よろしいでしょうか。

それでは、特に質疑がありませんので、閉会をしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、4月定例会を閉会いたします。

長い時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。